

青森県報

号外第八十二号

平成二十五年
十二月二日
(月曜日)

目次

告示

漁場計画……………(水産振興課) …… 1

告示

青森県告示第八百三十五号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二日

青森県知事 三 村 申 告

1 公示番号 西共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	つのもた漁業	"
	いがい漁業	"	てんぐざ漁業	"
	いざす漁業	"	なまこ漁業	"
	いわむし漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	うみぞうめん漁業	"	まつも漁業	"
	えごのり漁業	"	もずく漁業	"
	くぼがい漁業	"	ゆむし漁業	"
	こめのり漁業	"	わかめ漁業	"
こんぶ漁業	"	かき漁業	"	
さざえ漁業	"	こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む。)	"	

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩地先

(3) 漁場の区域 次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱

ウ 真方位297度30分2,800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から

オ 真方位352度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位

- 24度30分3.700メートルの点
- 才 基点第46号から真方位8度30分3.700メートルの点
- 基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	たい底建網漁業	5月1日から10月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	ぶり・すずき刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ます・たい刺網漁業	2月1日から8月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい簗漁業	1月1日から12月31日まで
	うに簗漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい簗漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩地先

(3) 漁場の区域

次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第45号から真方位292度30分2.800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から

オ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から

真方位352度30分2.800メートルの点

工 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位
24度30分3.700メートルの点

才 基点第46号から真方位 8 度30分3.700メートルの点

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置

した標柱

3 免許予定日 平成26年 4 月 1 日

4 申請期間 平成25年12月 2 日から平成26年 1 月31日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網には、標識を設置すること。

かれい・ひらめ刺網の目は、3 寸 5 分以上とする。

1 公示番号 西共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	てんぐさ漁業	"
	いざす漁業	"	なまこ漁業	"
	いわむし漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	うみぞうめん漁業	"	もずく漁業	"
	えごのり漁業	"	ゆむし漁業	"
こめのり漁業	"	わかめ漁業	"	
こんぶ漁業	"	"	"	

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地

先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置

した標柱

ア 基点第46号から真方位 8 度30分3.700メートルの点

イ 基点第47号から真方位290度30分2.800メートルの点

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年 4 月 1 日

4 申請期間 平成25年12月 2 日から平成26年 1 月31日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日

までとする。

- 1 公示番号 西共第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい簗漁業	1月1日から12月31日まで
	うに簗漁業	1月1日から12月31日まで
	たご簗漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱

ア 基点第46号から真方位 8 度30分3.700メートルの点
イ 基点第47号から真方位290度30分2.800メートルの点

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	ふのり漁業	"
	いがい漁業	"	ほや漁業	"
	いわむし漁業	"	まつも漁業	"
	うに漁業	"	もずく漁業	"
	えごのり漁業	"	もすそがい漁業	"
	こんぶ漁業	"	ゆむし漁業	"
	さざえ漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"	いぎす漁業	"
	つのまた漁業	"	くぼがい漁業	"
	てんぐさ漁業	"	こしだかがんが ら（おおこしだ かがんがらを含 む。）	"

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先

(3) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

ア 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字寝月との境に設置した標柱か

ら真方位337度30分2,800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30

分2,800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30

分2,800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）

に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字奥平部

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日

までとする。

- 1 公示番号 西共第30号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やじりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	やじりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい簗漁業	1月1日から12月31日まで
	うに簗漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ簗漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字興平部地先

(3) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

ア 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字寝月との境に設置した標柱か

ら真方位337度30分2,800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30

分2,800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30

分2,800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、釜釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字興平部
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	なまこ漁業	"
	いざす漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	えごのり漁業	"	もずく漁業	"
	こんぶ漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"	ふじつば漁業	"
かき漁業	"	ほんだわら漁業	"	

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形から同町字平館石崎沢に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

ア 基点第48号から真方位41度30分2.800メートルの点

イ 基点第49号から真方位56度30分2.800メートルの点

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館太郎右工門沢

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形から同町字平館石崎沢に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

ア 基点第48号から真方位41度30分2.800メートルの点

イ 基点第49号から真方位56度30分2.800メートルの点

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館太郎右工門沢

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	いぎす漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほたてがい漁業	"
	えごのり漁業	"	ほや漁業	"
	こんぶ漁業	"	もずく漁業	"
	たこ漁業	"	わかめ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	ふじつば漁業	"
かき漁業	"	ほんだわら漁業	"	

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢から同町字平館石浜尻高川に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱
 - ア 基点第49号から真方位56度30分2,800メートルの点
 - イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2,800メートルの点
 - ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2,800メートルの点
 - エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2,800メートルの点
 - オ 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点
- 基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年 4月 1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年 1月31日まで

5 関係地区

東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田鳩川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川及び字平館磯山

6 その他

この免許の存続期間は、平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日までとする。

1 公示番号 西共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	かれい・せい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やじりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	しゃご刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・せい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢から同町字平館石浜尻高川に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあっては、基点第49号、カ、キ、ク、コ、ク及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱

ア 基点第49号から真方位56度30分2.800メートルの点

イ ク (東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱) から真方位89度30分2.800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2.800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2.800メートルの点

オ 基点第50号から真方位85度10分2.800メートルの点

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

カ 基点第49号から真方位56度30分300メートルの点

キ 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢、平館灯台南端から真方位89度30分1.000メートルの点

ク クから真方位89度30分1.460メートルの点

コ クから真方位89度30分1.940メートルの点

ク 基点第50号から真方位85度10分2.555メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区

東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田嶋川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川及び字平館磯山地先

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、基点第50号とサとを結ぶ直線を越えて敷設してはならない。
かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第35号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	いがい漁業	"	ほたてがい漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	えごのり漁業	"	もずく漁業	"
	たこ漁業	"	わかめ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	こんぶ漁業	"

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田及び字蟹田丑ヶ沢

- (3) 漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

- ア 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字蟹田中師宮本との境に設置した標柱から真方位84度2,800メートルの点
- ウ 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年 4月 1日
- 4 申請期間 平成25年12月 2日から平成26年 1月31日まで
- 5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、

- 6 その他 字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田極橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山野脇、字蟹田山本前田及び字蟹田山本紅葉坂
- この免許の存続期間は、平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日までとする。

1 公示番号 西共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やじりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田及びび字蟹田丑ヶ沢

(3) 漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあつては、基点第50号、エ、オ、カ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

ア 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点

イ キ (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字蟹田中師宮本との境に設置した標柱) から真方位84度2,800メートルの点

ウ 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

エ 基点第50号から真方位85度10分2,535メートルの点

オ キから真方位84度2,450メートルの点

カ 基点第51号から真方位78度30分2,450メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰯ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山野脇、字蟹田山本前田及び字蟹田山本紅葉坂

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

小型定置網には、標識を設置すること。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	うに漁業	"	ほたてがい漁業	"
	たこ漁業	"	ほや漁業	"

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

ア 基点第51号から真方位78度30分2.800メートルの点

イ 基点第52号から真方位80度30分2.800メートルの点

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年 4月 1日

4 申請期間 平成25年12月 2日から平成26年 1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡蓬田村

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日までとする。

1 公示番号 西共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年 8月31日まで
	いわし・あじ・いかい小型定置漁業	4月1日から翌年 2月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から 7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から 7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

ア 基点第51号から真方位78度30分2.800メートルの点

イ 基点第52号から真方位80度30分2.800メートルの点

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年 4月 1日

4 申請期間 平成25年12月 2日から平成26年 1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡蓬田村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほや漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼたてがい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ・そい簀漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい簀漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第41号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかざらがい漁業	"	ほたてがい漁業	"
	たこ漁業	"	ほや漁業	"
	なまこ漁業	"	"	"

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

イ シ (青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱) から真方位55度30分2,800メートルの点

ウ サ (基点第54号 (青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱) から真方位46度30分2,800メートルの点) とイとを結ぶ直線上から150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	かわい・そい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(小型定置漁業にあっては、基点第53号、ク、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域)。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

イ シ(青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱)か

ら真方位55度30分2,800メートルの点

ウ サ(基点第54号(青森市大字油川、新城川左岸に設置した標

柱) から真方位46度30分2.800メートルの点) とイとを結ぶ直線上サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

ク 基点第53号から真方位82度2.550メートルの点

ケ シから真方位55度30分2.450メートルの点

コ ウから真方位226度30分の線と基点第54号から真方位46度30分2.200メートルの点とケとを結ぶ直線との交点

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、基点第53号とアとを結ぶ直線を越えて敷設してはならない。
かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第43号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	"	ばかがい漁業	"
	あわび漁業	"	ほたてがい漁業	"
	いがい漁業	"	ほや漁業	"
	うに漁業	"	わかめ漁業	"

(2) 漁場の位置 青森市道道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、ク、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、エ及びビリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ及びビロの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ア、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊ、Ｋ及びＬの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Ｍ、Ｎ、Ｏ及びＰの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Ｑ、Ｒ、Ｓ及びＴの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにＥ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊ及びＫの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3.400メートルの点
イ オ（青森市原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分2.800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2.800メートルの点
エ 基点第56号から真方位288度30分2.800メートルの点
基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端
キ カから同堤に沿い1400メートル東方の同堤上の点
ク ケから真方位350度30分290メートルの点
ケ 青森市道道1丁目1に設置した標柱
コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱
ク コから真方位352度30分125メートルの点
シ シから真方位336度30分120メートルの点
ス 青森市八重田1丁目7に設置した標柱
セ 青森市大字野内、青い森鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下「架道橋中心延長線」という。）と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点
ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方26メートルの点
タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方2メートルの点
チ チを通る架道橋中心延長線との平行線上チから北方455メートルの点
ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方203メートルの点
テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点
ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方18メートルの点
ナ ナとトとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角39度30分100メートルの点

- ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角20度の直線と
ナとナとを結ぶ直線との交点
- ヌ ツとナとを結ぶ直線に対して、直角の線上ナから東方400メー
トルの点
- ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方125メー
トルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方173メー
トルの点
- ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上ノから南方171メー
トルの点
- ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方10メー
トルの点
- フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上ヒから南方69メー
トルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方10メー
トルの点
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上ヘから南方156.7メー
トルの点
- マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角78度 5分30秒
197.2メートルの点
- ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
- ム ミから真方位320度30分134メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角155度75メー
トルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メー
トルの点
- ヤ ムとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メー
トルの点
- マ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メー
トルの点
- ユ ヤとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度200メー
トルの点

- エ マとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度の直線と
最大高潮時海岸線との交点
- リ ホとエとを結ぶ直線に対して、エから左側夾角191度54分20
秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉾橋の浅虫側海岸護
岸起点から護岸沿いに77メートルの点
- B Aから真方位342度145メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282
メートルの点
- D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度 1メー
トルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メー
トルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メー
トルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メー
トルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度 2メー
トルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メー
トルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122
メートルの点
- K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度 6メー
トルの点
- L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メー
トルの点
- M Lから真方位51度30メートルの点
- N Mから真方位319度30分33メートルの点
- O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メー
トルの点
- P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メー
トルの点

- ルの点
- Q Pから真方位45度31メートルの点
- R Qから真方位313度30分34メートルの点
- S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
- T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
- A 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- B A から真方位270度17.5メートルの点
- C D から真方位276度30分27.5メートルの点
- D 青森市大字浅虫字山下365に設置した標柱
- E L (青森市大字浅虫字山下160の6先に設置した標柱) から真方位226度151メートルの点
- F L から真方位240度155.5メートルの点
- G L から真方位312度30分56メートルの点
- H L から真方位27度108.5メートルの点
- I M (青森市大字浅虫字山下160の4先に設置した標柱) から真方位288度87.5メートルの点
- J M から真方位349度42.5メートルの点
- K M から真方位355度27.5メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 青森市大字新城、古川、千刈、港町、栄町、けやき、台浦、小柳、造道、八重田、原別、矢作、本泉、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい竜漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい竜漁業	1月1日から12月31日まで
	かに竜漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市造道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(小型定置漁業にあつては、基点第55号、ヨ、ラ、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域)。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、シ、タ、チ、ツ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ス及びビの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ア、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、M、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Q、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C及びDの各点を順次に結んだ線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域並びに E、F、G、H、I、J 及び K の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3.400メートルの点

イ オ (青森市原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位316度30分2.800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2.800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2.800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い1400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ ケ 青森市造道1丁目1に設置した標柱

コ コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱

サ サ コから真方位352度30分125メートルの点

シ シ サから真方位336度30分120メートルの点

ス ス 青森市八重田1丁目7に設置した標柱

セ セ 青森市大字野内、青い森鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路

とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線 (以下「架道橋中心延長線」という。) と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点

ソ ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方26メートルの点

タ タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方2メートルの点

チ チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メートルの点

トルの点

ツ ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方203メートルの点

テ テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方18メートルの点

ナ ナ トとテとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角39度30分100メートルの点

ニ ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角20度の直線とテとナとを結ぶ直線との交点

ヌ ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方400メートルの点

ネ ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方125メートルの点

ノ ノ ネとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方173メートルの点

ハ ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上ノから南方171メートルの点

ヒ ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方10メートルの点

フ フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上ヒから南方69メートルの点

ヘ ヘ フとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方10メートルの点

ホ ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上ヘから南方156.7メートルの点

ヴ ヲ ヲとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点

ニ ニ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点

ハ ハ ニから真方位320度30分134メートルの点

メ メ ハとハとを結ぶ直線に対して、ハから右側夾角155度75メートルの点

モ モ メとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メートルの点

ヤ ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メートルの点

- 中 エとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メートルの点
- コ ヤとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度200メートルの点
- カ オとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度の直線と最大高潮時海岸線との交点
- キ 基点第55号から真方位18度2,600メートルの点
- ク オから真方位302度30分2.925メートルの点
- ク ホとコとを結ぶ直線に対して、コから左側夾角191度54分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
- ア 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉱棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
- バ Aから真方位342度145メートルの点
- シ AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点
- ド BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
- エ CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
- フ DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
- グ EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
- ハ FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
- イ GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
- ジ HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122メートルの点
- ケ IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
- ク JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点

- ルの点
- ミ Lから真方位51度30メートルの点
- ネ Mから真方位319度30分33メートルの点
- オ MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
- ピ NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
- ク Pから真方位45度31メートルの点
- リ Qから真方位313度30分34メートルの点
- ス QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
- ト RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
- ア 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- バ Aから真方位270度17.5メートルの点
- シ Dから真方位276度30分27.5メートルの点
- セ D 青森市大字浅虫字山下365に設置した標柱
- テ L (青森市大字浅虫字山下1600の6先に設置した標柱) から真方位226度151メートルの点
- フ L から真方位240度155.5メートルの点
- グ L から真方位312度30分56メートルの点
- ハ L から真方位27度108.5メートルの点
- イ M (青森市大字浅虫字山下1600の4先に設置した標柱) から真方位288度87.5メートルの点
- ジ M から真方位349度42.5メートルの点
- ケ M から真方位355度27.5メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 青森市大字新城、古川、千刈、港町、栄町、けやき、台浦、小柳造道、八重田、原別、矢作、本泉、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、基点第56号とエとを結び直線を越えて敷設してはならない。
 - ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身綱に連結して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置して、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。
 - 次の甲、乙及び丙並びにエ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置漁業を営んではならない。
 - 甲 乙から真方位108度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点
 - 乙 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱
 - 丙 乙から真方位288度30分の直線とウとエとを結び直線との交点

1 公示番号 西共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あかざらい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	"	ふのり漁業	"
	あまのり漁業	"	ほたてがい漁業	"
	あわび漁業	"	ほや漁業	"
	いがい漁業	"	まつも漁業	"
	うに漁業	"	もずく漁業	"
	かき漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"		

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
- ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3,100メートルの点
- ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2,200メートルの点
- オ コ (東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱) から真方位304度30分2,800メートルの点
- カ コから真方位30分2,800メートルの点
- キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻崎に設置

- した標柱から真方位36度2,800メートルの点
- ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3,600メートルの点
- ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点
- 基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱
- サ シから真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点
- シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱
- ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 東津軽郡平内町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第46号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・せい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	せい・めばる底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
ほら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年3月31日まで	
あいなめ・せい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
あいなめ・せい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
うに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで	

- (2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先
- (3) 漁場の区域

次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱か

ら真方位263度30分3,100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位

286度30分2,800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱

から真方位295度2,200メートルの点

オ コ (東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)

から真方位304度30分2,800メートルの点

カ コから真方位30分2,800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置

した標柱から真方位36度2,800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱

から真方位33度30分3,600メートルの点

ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ シから真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点

シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱

ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡平内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

基点第56号及びア並びに次の甲及び乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置漁業を営んではならない。

甲 アとイとを結んだ直線と乙から真方位288度30分の直線との交点

乙 国道4号線から東津軽郡平内町大字土屋鍵懸集落に至る海岸堤防と、国

道4号線海岸堤防との接点から東方45.7メートルの国道4号線海岸堤防上

の点

かれない・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	"	なまこ漁業	"
	あわび漁業	"	ほたてがい漁業	"
	いがい漁業	"	ほや漁業	"
	うに漁業	"	もずく漁業	"

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、フ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4.900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3.340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ (野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点) から真方位291度30分10メートルの点

オ ウエとエを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点

ケ ク (野辺地港西防波堤西側先端) とオとを結ぶ直線に対して、

オから右側夾角83度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度 8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度 7メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60メートルの点

ルの点

七 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上方5メートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角90度50メートルの点

ホ フとヘとを結ぶ直線に対して、ヘから左側夾角90度52.7メートルの点

マ マとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角110度247メートルの点

ニ ニとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度109.7メートルの点

ム ムとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角80度22メートルの点

メ メとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角120度18.5メートルの点

モ モとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角124度26.5メートルの点

ヤ ヤとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角165度30分45メートルの点

ユ ユとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角175度52.5メートルの点

ヨ ヨとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角157度30分27.2メートルの点

ラ ラとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角151度92メートルの点

リ リとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角110度18メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 上北郡野辺地町

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	ふぐ・たい小型定置漁業	5月1日から10月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	ふぐ刺網漁業	6月1日から8月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、

ケ、コ、サ、カ、キ及びビエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、チ、ツ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ及びビシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びビヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4.900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3.340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

- エ ウ (野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点) から真方位291度30分10メートルの点
- オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点
- カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点
- キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点
- ケ ク (野辺地港西防波堤西側先端) とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角93度203メートルの点
- コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点
- サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203メートルの点
- シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点
- ス シから真方位342度30分154メートルの点
- セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128メートルの点
- ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度 8メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128メートルの点
- チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84メートルの点
- テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15メートルの点

トルの点

- ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度 7メートルの点
- ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5メートルの点
- ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100メートルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90メートルの点
- ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60メートルの点
- ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メートルの点
- フ ヒから真方位59度30分38メートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角90度50メートルの点
- ホ フとヘとを結ぶ直線に対して、ヘから左側夾角90度52.7メートルの点
- マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角110度247メートルの点
- ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度109.7メートルの点
- ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角80度22メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角120度18.5メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角124度26.5メートルの点
- ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角165度30分45メートルの点
- ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角175度52.5メートルの点

- ヨ ヤとヨとを結ぶ直線に対して、コから左側夾角157度30分27.2メートルの点
- ヲ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角151度92メートルの点
- リ ヨとヲとを結ぶ直線に対して、ヲから右側夾角116度18メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 上北郡野辺地町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

小型定置網には、標識を設置すること。

かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第49号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	"	なみのこがい漁業	"
	あわび漁業	"	ばかがい漁業	"
	いがい漁業	"	ぼたてがい漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結

んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱
- ア 基点第58号から真方位293度30分3.340メートルの点
- イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3.300メートルの点
- ウ 基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点
- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 上北郡横浜町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第50号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やじいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・ふぐ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	ひらめ・そい・すずき底建網漁業	3月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	しゃご刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで	

- (2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱
 - ア 基点第58号から真方位293度30分3.340メートルの点
 - イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3.300メートルの点
 - ウ 基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点
 - 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成26年4月1日

- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 上北郡横浜町
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
 - かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第51号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	"	はまぐり漁業	"
	いがい漁業	"	ほたてがい漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	かき漁業	"	あわび漁業	"
	なまこ漁業	"	ふじつば漁業	"
	なみのこがい漁業	"	あかがい漁業	"

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- ア 基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点
- 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
- イ 基点第60号から真方位228度3.500メートルの点
- 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端
- ウ 基点第61号から真方位168度30分7.000メートルの点
- 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
- エ 基点第62号から真方位157度30分3.540メートルの点

オ むつ市大字大平、旧大平棧橋（以下「大平棧橋」という。）基部から90メートルの埋立護岸上の点

- カ 大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- キ 大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- ク 大湊船留防波堤突端
- ケ 大湊川右岸に設置した標柱
- コ 大湊川右岸に設置した標柱
- ク 大湊川右岸に設置した標柱
- ケ 大湊川右岸に設置した標柱
- コ 大湊川右岸に設置した標柱
- サ 大湊川右岸に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第52号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	いわし・あじ・しいか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

- (3) 漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- ア 基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点
- 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
- イ 基点第60号から真方位228度3.500メートルの点
- 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

- ウ 基点第61号から真方位168度30分7.000メートルの点

- エ 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
- イ 基点第62号から真方位157度30分3.540メートルの点
- オ むつ市大字大平、旧大平棧橋（以下「大平棧橋」という。）基部から90メートルの埋立護岸上の点

- カ オから大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- キ クから大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端
- ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱
- コ ケから真方位141度30分250メートルの点
- サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身網に連結して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置して、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。

かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第53号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかざらがい漁業	"	なみのこがい漁業	"
	あさじ漁業	"	ばかがい漁業	"
	いかがい漁業	"	はまぐり漁業	"
	うに漁業	"	ほたてがい漁業	"
	かき漁業	"	ほや漁業	"

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苦生町及び松山町並びに下北郡東通村大字蒲野沢、大字大利及び大字目名
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第54号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	いわし・あじ・いかに小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい竜漁業	1月1日から12月31日まで
かに竜漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい竜漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苦生町及び松山町並びに下北郡東通村大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 そ の 他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
 かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	"	ばかがい漁業	"
	あまのり漁業	"	はまぐり漁業	"
	あわび漁業	"	ふのり漁業	"
	いがい漁業	"	ほたてがい漁業	"
	いわむし漁業	"	ほや漁業	"
	うに漁業	"	もずく漁業	"
	たこ漁業	"	わかめ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	あかがい漁業	"

(2) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 むつ市川内町

6 そ の 他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第56号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	ます小型定置漁業	5月1日から11月30日まで
	やじいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	そい・めばる底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かに・しゃこ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3.540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3.700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 むつ市川内町

6 そ の 他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	ふのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	"	ほたてがい漁業	"
	あまのり漁業	"	ほや漁業	"
	あわび漁業	"	まつも漁業	"
	いがい漁業	"	もずく漁業	"
	うに漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"	うみぞうめん漁業	"
	なまこ漁業	"		

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先

(3) 漁場の区域

次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

ア 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点

イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位154度30分2,800

メートルの点

ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度

30分1,900メートルの点

エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分1,900メートル

の点

オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分1,900メートル

の点

カ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点

基点第25号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 むつ市脇野沢

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日

までとする。

- 1 公示番号 西共第58号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい簗漁業	1月1日から12月31日まで
	かに簗漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい簗漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱
 ア 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点
 イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位154度30分2,800メートルの点
 ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分3,700メートルの点
 エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分3,700メートルの点
 オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分3,700メートルの点
 カ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点

基点第25号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具に連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

小型定置網に標識を設置すること。ただし、ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身網に連結して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置して、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第59号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地

先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置

した標柱

ア 基点第46号から真方位8度30分3.700メートルの点

イ 基点第47号から真方位290度30分2.800メートルの点

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日

までとする。

- 1 公示番号 西共第60号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢から同町字平館石浜尻高

川に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱

ア 基点第49号から真方位56度30分2.800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境

に設置した標柱から真方位89度30分2.800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高

川に設置した標柱から真方位87度30分2.800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した

標柱から真方位86度10分2.800メートルの点

オ 基点第50号から真方位85度10分2.800メートルの点

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設

置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、

字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、

字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田嶋川、字平館野田山下、

字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館

今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、

字平館舟岡、字平館石浜尻高川及び字平館磯山地先

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日

までとする。

1 公示番号 西共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

イ シ (青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱) から真方位55度30分2,800メートルの点

ウ サ (基点第54号 (青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱) から真方位46度30分2,800メートルの点) とイとを結ぶ直線上から150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

ア 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

Б Аから真方位47度167メートルの点

С АとБとを結ぶ直線に対し、Бから右側夾角108度30分297メー

トルの点

D БとСとを結ぶ直線に対し、Сから右側夾角90度25メートルの点

E СとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度1129メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野

及び大字新城
 この免許の存続期間は、平成26年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日
 までとする。

1 公示番号 西共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森市造道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、ク、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ス及びビリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ及びゾの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、M、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Q、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C及びDの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE、F、G、H、I、J及びKの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3,400メートルの点

イ オ (青森市原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位316度30分2,800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2,800メートルの点

工 基点第56号から真方位288度30分2.800メートルの点
 基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い1400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ 青森市造道1丁目1に設置した標柱

コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱

サ コから真方位352度30分125メートルの点

シ スから真方位336度30分120メートルの点

ス 青森市八重田1丁目7に設置した標柱

セ 青森市大字野内、青い森鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路
 とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下
 「架道橋中心延長線」という。）と最大高潮時海岸線との交点
 から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点

ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方26メー
 ールの点

タ テとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方2メー
 ールの点

チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メー
 ールの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方203メー
 ールの点

テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メー
 ールの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方18メー
 ールの点

ナ ネとトとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角39度30分100
 メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角20度の直線と
 ナとナとを結ぶ直線との交点

ヌ ヌとナとを結ぶ直線に対して、直角の線上ナから東方400メー
 ールの点

ネ スを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方125メー
 ールの点

ノ ノとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方173メー
 ールの点

ハ ハを通る架道橋中心延長線との平行線上ハから南方171メー
 ールの点

ヒ ヒとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方10メー
 ールの点

フ フを通る架道橋中心延長線との平行線上フから南方69メー
 ールの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方10メー
 ールの点

ホ ホを通る架道橋中心延長線との平行線上ヘから南方156.7メー
 ールの点

ワ ワとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角78度5分30秒
 197.2メートルの点

ヰ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点

ヱ エから真方位320度30分134メートルの点

エ エとヱとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角155度75メー
 ールの点

エ エとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角149度233メー
 ールの点

ヤ ヤとエとを結ぶ直線に対して、エから左側夾角154度34メー
 ールの点

ユ ユとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メー
 ールの点

ユ ユとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度200メー
 ールの点

ヨ ヨとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と
 最大高潮時海岸線との交点
 ヨ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから左側夾角191度54分20
 秒の直線と最大高潮時海岸線との交点

- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉱橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
- B Aから真方位342度145メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点
- D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122メートルの点
- K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
- L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点
- M Lから真方位51度30メートルの点
- N Mから真方位319度30分33メートルの点
- O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
- P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
- Q Pから真方位45度31メートルの点
- R Qから真方位313度30分34メートルの点
- S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点

- ルの点
- T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点

- A 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- B A から真方位270度17.5メートルの点
- C D から真方位276度30分27.5メートルの点
- D 青森市大字浅虫字山下365に設置した標柱
- E L (青森市大字浅虫字山下1600の6先に設置した標柱) から真方位226度151メートルの点
- F L から真方位240度155.5メートルの点
- G L から真方位312度30分56メートルの点
- H L から真方位27度108.5メートルの点
- I M (青森市大字浅虫字山下1600の4先に設置した標柱) から真方位288度87.5メートルの点
- J M から真方位349度42.5メートルの点
- K M から真方位355度27.5メートルの点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 青森市大字新城、古川、千刈、港町、栄町、けやき、合浦、小柳造道、八重田、原別、矢作、本泉、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第65号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置

(3) 漁場の区域

東津軽郡平内町地先
次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びヌの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3,100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2,800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2,200メートルの点

オ コ (東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)から真方位304度30分2,800メートルの点

カ コから真方位30分2,800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位36度2,800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3,600メートルの点

ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱
サ シから真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点
シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱
ヌ シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
5 関係地区 東津軽郡平内町
6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第66号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先
 - (3) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びジの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
- 基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱
- ア 基点第57号から真方位37度30分4.900メートルの点
- イ 基点第58号から真方位293度30分3.340メートルの点
- 基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱
- エ ウ (野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点) から真方位291度30分10メートルの点
- オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点
- カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点
- キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点
- ケ ク (野辺地港西防波堤西側先端) とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角93度203メートルの点
- コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点
- サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203

メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128

メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度 8 米

トルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128米

トルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187米

トルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84米

トルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18米

トルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16米

トルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15米

トルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度 7 米

トルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5

メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100米

トルの点

ノ 又とネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90

メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60米

トルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿

線上東方5メートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

- へ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角90度50メートルの点
- ホ フとへとを結ぶ直線に対して、へから左側夾角90度52.7メートルの点
- マ へとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角110度247メートルの点
- ニ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度109.7メートルの点
- ハ マとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角80度22メートルの点
- メ ミとハとを結ぶ直線に対して、ハから右側夾角120度18.5メートルの点
- モ ハとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角124度26.5メートルの点
- ヤ ヌとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角165度30分45メートルの点
- ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角175度52.5メートルの点
- ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角157度30分27.2メートルの点
- ラ ヌとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角151度92メートルの点
- リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角116度18メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 上北郡野辺地町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第67号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱
 - ア 基点第58号から真方位293度30分3.340メートルの点
 - イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3.300メートルの点
 - ウ 基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点
 - 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 上北郡横浜町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第68号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

- (2) 漁場の位置
 - むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

- (3) 漁場の区域
 - 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
 - ア 基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点
- 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
 - イ 基点第60号から真方位228度3.500メートルの点
- 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端
 - ウ 基点第61号から真方位168度30分7.000メートルの点
- 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
 - エ 基点第62号から真方位157度30分3.540メートルの点
 - オ むつ市大字大平、旧大平棧橋（以下「大平棧橋」という。）基部から90メートルの埋立護岸上の点
 - カ オから大平棧橋の沿直線の平行線上320メートルの点
 - キ クから大平棧橋の沿直線の平行線上320メートルの点
 - ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端
 - ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱
 - コ ケから真方位141度30分250メートルの点

サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区
 - むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横

迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町及び松山町並びに下北郡東通村大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 関係地区 むつ市川内町

6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第71号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種 共同漁業	いわし地びき網漁業	4月1日から9月30日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱
 ア 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点
 イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位154度30分2,800メートルの点
 ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分3,700メートルの点
 エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分3,700メートルの点
 オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分3,700メートルの点
 カ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点
 キ 基点第25号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 関係地区 むつ市脇野沢
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西区第101号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点西区第101号（東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄地先海岸護岸西側基部）から真方位80度115メートル（消波堤陸側の西端）の点
 イ アから真方位219度30分125メートルの点
 ウ エから真方位219度30分125メートルの点
 エ 基点西区第101号から真方位112度30分315メートル（消波堤陸側の東端）の点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町、字三厩中浜、字三厩増川、字三厩東町、字三厩算用師、字三厩釜野澤、字三厩上宇鉄、字三厩川柱、字三厩梨ノ木間、字三厩四枚橋、字三厩藤嶋、字三厩釜泊、字三厩元宇鉄、字三厩六條間、字三厩宇鉄山、字三厩東風泊、字三厩宇鉄沢、字三厩流平、字三厩藤嶋沢、字三厩算用師右平野、字三厩新町及び字三厩桃ヶ丘
- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかゆ・こんぶ延縄式養殖業、 あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川及び字三厩東町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

イ 基点第46号 (東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱) から真方位8度30分900メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

ウ 基点第46号から8度30分600メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

エ ウから真方位303度30分700メートルの点

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

1 公示番号 西区第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名及び大字今別地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

イ 基点西区第103号 (東津軽郡今別町、今別漁港防波堤基部) から真方位325度30分1,300メートルの点

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

1 公示番号 西区第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかゆ・こんぶ延縄式養殖業、 あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川及び字三厩東町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

イ 基点第46号 (東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱) から真方位8度30分900メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

ウ 基点第46号から8度30分600メートルの点から真方位303度30分50メートルの点

エ ウから真方位303度30分700メートルの点

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

1 公示番号 西区第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名及び大字今別地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

イ 基点西区第103号 (東津軽郡今別町、今別漁港防波堤基部) から真方位325度30分1,300メートルの点

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

イ

ウ

エ

- 1 公示番号 西区第105号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	えごのり延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字寝月地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 東津軽郡今別町高野崎に設置した標柱から真方位252度30分170メートルの点

イ アから真方位217度30分400メートルの点

ウ エから真方位217度30分400メートルの点

エ アから真方位307度30分60メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字寝月

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 西区第106号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第106号（東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎の東側）から500メートル南側の海浜に設置した標柱）から真方位41度30分1,000メートルの点

イ 才（東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田地先、平館（石崎）漁港西側の離岸堤東端）から真方位26度30分1,250メートルの点

ウ 才から真方位26度30分20メートルの点

エ 基点西区第106号から真方位41度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館石崎長屋形

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

1 公示番号 西区第107号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

キ (東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、頃々川右岸に設置した標柱) から真方位26度30分1,100メートルの点

イ 才 (基点西区第107号 (東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜、石崎電話中継所道路端門柱の西側の海浜に設置した標柱) から真方位37度30分1,100メートルの点) とアとを結ぶ直線上から280メートルの点

ウ カ (基点西区第107号から真方位37度30分100メートルの点)

とエとを結ぶ直線上から280メートルの点

エ キから真方位26度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館石崎長屋形

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

1 公示番号 西区第108号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

キ (東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢、春日神社海側鳥居基部に設置した標柱) から真方位56度30分1,000メートルの点

イ 才 (東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢、春日神社海側鳥居基部に設置した標柱) から真方位56度30分1,000メートルの点

ウ 才から真方位56度30分100メートルの点

エ 基点西区第107号から真方位37度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館石崎長屋形

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 西区第109号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてかい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢、字平館今津尻高川及び字平館磯山地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、e、f、g、h及びeの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、i、j、k、l及びiの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにm、n、o、p及びmの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域。

ア 基点西区第109号（東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸長屋形、湯ノ沢川左岸から250メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位89度30分3,060メートルの点

イ 基点第50号（東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱）から真方位85度10分4,360メートルの点

- ウ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点
- エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高川と字平館石浜尻高川との境の尻高沢に設置した標柱から真方位87度30分650メートルの点
- オ 基点西区第109号から真方位89度30分700メートルの点
- ア 基点西区第109号から真方位113度3,300メートルの点
- イ 基点西区第109号から真方位112度3,470メートルの点
- ロ 基点西区第109号から真方位116度3,560メートルの点
- ハ 基点西区第109号から真方位117度3,400メートルの点
- ニ 基点西区第109号から真方位123度3,550メートルの点
- ホ 基点西区第109号から真方位121度3,710メートルの点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田、字平館門の沢、字平館田の沢、字平館太郎右工門沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館根岸父ヶ沢、字平館根岸長屋形、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館野田尻高川、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館磯山及び字平館石浜尻高川

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
 - イとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 - ア及び沖側水路口の北側の各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第110号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越及び字蟹田中師宮本
地先

- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲
まれた区域

ア 基点第50号（東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱）から真方位85度10分4.360メートルの点

イ 才（基点西区第110号（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱）から真方位84度4.150メートルの点）とアとを結ぶ直線上才から300メートルの点

ウ イから真方位264度3.120メートルの点

エ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日

- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田燧橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田

山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田及び字蟹田山本紅葉坂

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路の南側の点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第111号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてかい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本及び字蟹田丑ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第110号（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱）から真方位84度4,150メートルの点
- イ 基点第51号（東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱）から真方位82度30分4,240メートルの点
- ウ 基点第51号から真方位82度30分2,790メートルの点
- エ 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点
- オ 基点第51号から真方位78度30分1,090メートルの点
- カ 基点西区第110号から真方位84度1,030メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山野野脇、字蟹田山本前田及び字蟹田山本紅葉坂

6 そ の 他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点にはレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、アとイとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第112号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第51号（東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱）から真方位78度30分2,800メートルの点
 - イ 基点第51号から真方位82度30分2,790メートルの点
 - ウ 基点第51号から真方位82度30分3,490メートルの点
 - エ ケ（東津軽郡蓬田村大字瀬辺地、瀬辺地川右岸に設置した標柱）から真方位87度3,480メートルの点
 - オ ケから真方位87度4,330メートルの点
 - カ 基点第52号（東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱）から真方位80度30分4,560メートルの点
 - キ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点
 - ク 基点第51号から真方位78度30分1,090メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
 - 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
 - 5 地元地区 東津軽郡蓬田村
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

カとキとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 ウ、エ及びオの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の北側の点に夜間発光

する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、ウとエとを結ぶ直線上及びオと沖側水路口の北側の点とを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第113号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第52号（東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱）から真方位80度30分4,560メートルの点
- イ 基点第53号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱）から真方位82度4,240メートルの点
- ウ 基点第53号から真方位82度850メートルの点
- エ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

アとエとを結ぶ直線及びイとウとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点（イとウとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにアとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点（アとエとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）に夜間発光する電灯その他

の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点（イとウとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）、アとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点（アとエとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）の直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第116号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月 1 日から翌年 5 月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字六枚橋及び大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第116号（青森市大字六枚橋字磯打14東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点
- イ オ（青森市大字小橋字田川126東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点
- ウ オから真方位80度30分200メートルの点
- エ 基点西区第116号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成26年 4 月 1 日

4 申請期間 平成25年12月 2 日から平成26年 1 月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。
 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第117号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月 1 日から翌年 5 月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第117号（青森市大字小橋字田川99東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点
- イ オ（青森市大字小橋字福田12東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点
- ウ オから真方位80度30分200メートルの点
- エ 基点西区第117号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成26年 4 月 1 日

4 申請期間 平成25年12月 2 日から平成26年 1 月31日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。
 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第121号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森市港町二丁目から大字野内に至る地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を

順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア コから真方位17度30分1,700メートルの点

イ ソ (青森市八重田、武平川河口左岸) から真方位335度20分

2,910メートルの点

ウ セ (青森市原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位316

度30分3,100メートルの点

エ サ (又 (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置

した標柱) から真方位314度30分4,800メートルの点) とウとを

結ぶ直線上サから510メートルの点

オ シ (又から真方位314度30分1,700メートルの点) とカとを結

ぶ直線上シから400メートルの点

カ セから真方位316度30分1,900メートルの点

キ セから真方位316度30分1,000メートルの点

ク ソから真方位335度20分1,060メートルの点

ケ タ (青森市造道一丁目1の北側護岸西端) から真方位350度30

分1,000メートルの点

コ 基点西区第121号 (青森市、青森港導流堤灯台) から真方位

33度30分900メートルの点

平成26年4月1日

平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

青森市千刈、港町、栄町、合浦、小柳、造道、八重田、原別、矢
作及び大字野内

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設
しなければならない。

ア、エ、オ及びコの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並
びにア及びエの各点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、コ、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含
め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識
を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

コ 東津輕郡平内町大字浅所、小湊岸壁第一岸突端から真方位50度30分630メートルの点

カ ハから真方位94度30分650メートルの点

キ ヒ (東津輕郡平内町大字白砂、白砂集落の南側を流れる川の右岸に設置した標柱) から真方位78度30分1,020メートルの点

ク ヲから真方位36度500メートルの点

ケ コ (東津輕郡平内町大字東田沢、椿山神社海側に設置した標柱) から真方位38度30分740メートルの点

ク ヘから真方位30分400メートルの点

ク ヘから真方位304度30分400メートルの点

チ ホ (東津輕郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱) から真方位295度700メートルの点

ツ ヲから真方位286度30分300メートルの点

テ ヲから真方位233度400メートルの点

ト モ (東津輕郡平内町大字茂浦、茂浦島北端に設置した標柱) から真方位58度30分550メートルの点

ナ ミ (東津輕郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱) から真方位263度30分300メートルの点

ニ ム (東津輕郡平内町大字土屋3の3に設置した標柱) から真方位288度30分600メートルの点

ヤ コから真方位288度30分420メートルの点

ア ヤとBとを結ぶ直線上又から150メートルの点

B イ (基点第57号 (東津輕郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位37度30分3,800メートルの点) から真方位353度30分5,000メートルの点

C BとIとを結ぶ直線上Iから200メートルの点

D EとJ (基点第57号から真方位37度30分750メートルの点) とを結ぶ直線上Jから170メートルの点

E K (東津輕郡平内町大字狩場沢、堀差川の左岸に設置した標柱) から真方位82度880メートルの点

F Kから真方位346度1,100メートルの点

G L (東津輕郡平内町大字口広字水須2の6の用水堰左岸から

50メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位33度30分1,000メートルの点

H ネとGとを結ぶ直線上ネから150メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 東津輕郡平内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イとツとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、オとスとを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、チとチから真方位294度30分の線とイとウとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路及びベから真方位337度30分の線 (脇野沢灯台を見通す線) とウとエとを結ぶ直線との交点とへから真方位337度30分の線とソとタとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の北側の点及びウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上の水路口の東側の各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、アの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、ウ及びエの各点、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上の水路口の西側の点、キ、ク、ケ、カ、B、C及びHの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点及びウの各点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第126号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字馬門地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第57号（東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱）から真方位37度30分3.900メートルの点）から真方位127度30分150メートルの点
- イ カから真方位127度30分400メートルの点
- ウ ウ（上北郡野辺地町字馬門、近沢川左岸に設置した標柱）から真方位16度1.330メートルの点
- エ クから真方位16度1.080メートルの点
- オ キ（基点第57号から真方位37度30分500メートルの点）とエとを結ぶ直線上キから150メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イ、ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びリーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第127号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・とげくりがに・あわび垂下式養殖業、わかめ・こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで（とげくりがに以外） 1月1日から6月30日まで（とげくりがに）

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字野辺地地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第127号（野辺地漁港北防波堤に接する護岸の西角）から真方位297度30分550メートル（消波堤陸側の西端）の点
- イ アから真方位190度170メートルの点
- ウ エから真方位190度170メートルの点
- エ 基点西区第127号から真方位314度30分290メートル（消波堤陸側の東端）の点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第128号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字有戸地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 基点西区第128号（上北郡野辺地町字有戸、干草橋川左岸に設置した標柱）から真方位341度30分7.940メートルの点

イ 基点第58号（上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱）から真方位293度30分5.070メートルの点

ウ 基点第58号から真方位293度30分2.350メートルの点

エ 上北郡野辺地町字有戸、有戸川左岸に設置した標柱から真方位325度30分3.040メートルの点

オ 基点西区第128号から真方位298度33分2.890メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

ア、イ及びオの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びオの各点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、アとオとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さ

1 公示番号 西区第129号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア サ（上北郡横浜町字吹越、大沼地先に設置した標柱）から真方位272度30分5.400メートルの点

イ 基点西区第129号（上北郡横浜町字百目木、牛ノ沢川左岸に設置した標柱）から真方位272度30分5.400メートルの点

ウ シ（上北郡横浜町字横浜、三保川右岸漁港防波堤基部）から真方位266度5.000メートルの点

エ ソ（基点第59号（上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位277度30分5.700メートルの点）とウとを結ぶ直線上ソから160メートルの点

オ セ（基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点）とカとを結ぶ直線上セから160メートルの点

カ ヌ（上北郡横浜町字鶏沢、鶏沢川左岸に設置した標柱）から真方位266度3.800メートルの点

キ ヌ（基点第59号から真方位266度2.300メートルの点

ク シ（基点第59号から真方位266度1.840メートルの点

ケ コ（基点西区第129号から真方位272度30分2.250メートルの点

コ サ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ク シ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ケ コ（基点西区第129号から真方位272度30分2.250メートルの点

コ サ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ク シ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ケ コ（基点西区第129号から真方位272度30分2.250メートルの点

コ サ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ク シ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ケ コ（基点西区第129号から真方位272度30分2.250メートルの点

コ サ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ク シ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

ケ コ（基点西区第129号から真方位272度30分2.250メートルの点

コ サ（基点第59号から真方位272度30分2.400メートルの点

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

甲（横浜漁港防波堤灯台から真方位306度30分の線とウとキとを結ぶ直線との交点）と甲から真方位266度の線とウとエとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路口の北側の点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の南側の点、ア及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第130号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 おつ市大字中野沢、大字奥内及び大字田名部地先の次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ケ（基点第59号（上北郡横浜町とおつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位277度30分5,700メートルの点）とイとを結ぶ直線上ケから160メートルの点

イ 基点第60号（おつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱）から真方位228度4,700メートルの点

ウ 基点第60号から真方位256度4,030メートルの点

エ 基点第61号（下北ふ頭南端）から真方位168度30分4,500メートルの点

オ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

カ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点

キ 基点第60号から真方位228度1,900メートルの点

ク コ（基点第59号から真方位277度30分3,000メートルの点）とキとを結ぶ直線上コから160メートルの点

3 免許予定日 平成26年 4 月 1 日

4 申請期間 平成25年12月 2 日から平成26年 1 月31日まで

5 地元地区 おつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設

しななければならない。
アの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第131号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第60号 (むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に

設置した標柱) から真方位228度1,900メートルの点

イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点

ウ 基点第61号 (下北ふ頭南端) から真方位168度30分7,000メートルの点

エ 基点第61号から真方位168度30分4,500メートルの点

オ 基点第60号から真方位284度3,060メートルの点

3 免許予定日 平成26年 4月 1日

4 申請期間 平成25年12月 2日から平成26年 1月31日まで

5 地元地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横

迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松

町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字

田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苫生町及び松山町

6 そ の 他

(1) この免許の存続期間は、平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設し
なければならない。

- 1 公示番号 西区第136号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大湊上町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第136号（むつ市大湊上町、一本杉基部に設置した標柱）から真方位32度30分853メートルの点
- イ 基点西区第136号から真方位42度30分905メートルの点
- ウ 基点西区第136号から真方位57度30分575メートルの点
- エ 基点西区第136号から真方位44度480メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西区第137号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市芦崎地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第137号（むつ市芦崎、標高1.2メートルの旧三角点から真方位90度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点から250メートル南側海浜に設置した標柱）から真方位90度30分250メートルの点
- イ キ（基点西区第137号から300メートル南側の海浜に設置した標柱）から真方位90度30分500メートルの点
- ウ 基点西区第138号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位95度30分1,740メートルの点
- エ 基点西区第138号から真方位95度30分700メートルの点
- オ キから真方位90度30分130メートルの点
- カ 基点西区第137号から真方位90度30分110メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第138号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 基点西区第138号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位132度2,270メートルの点

イ 基点西区第138号から真方位158度4,070メートルの点

ウ 基点第62号（むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5,040メートルの点

エ 基点第62号から真方位157度30分2,200メートルの点

オ 基点西区第138号から真方位169度30分1,380メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 むつ市大平町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大字城ヶ沢、大字大湊、川守町、宇田町及び旭町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

ウとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

イ及び沖側水路口の東側の各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しななければならない。

1 公示番号 西区第139号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい・あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市川内町川内地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 基点第62号（むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5,040メートルの点

イ オ（基点西区第139号（むつ市川内町川内地先、川内川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分6,620メートルの点）とアとを結ぶ直線上オから300メートルの点

ウ カ（基点西区第139号から真方位172度30分3,300メートルの点）とエとを結ぶ直線上カから300メートルの点

エ 基点第62号から真方位157度30分2,200メートルの点

オ 基点第62号から真方位157度30分2,200メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 むつ市川内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

アとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路口の西側の各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しななければならない。

- 1 公示番号 西区第140号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・あかがい・みねふ じつほ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市川内町松川、宿野部及び蛸崎地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第139号（むつ市川内町川内、川内川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分6.620メートルの点
 - イ 基点第63号（むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱）から真方位168度30分5.500メートルの点
 - ウ 基点第63号から真方位168度30分1.250メートルの点
 - エ 基点西区第139号から真方位172度30分3.300メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
 - 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
 - 5 地元地区 むつ市川内町
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
 イとウとを結び直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 ア、沖側水路口の東側の点及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第141号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢赤坂、稲平、口広、小サ沢、鹿間平及び二又地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第63号（むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱）から真方位168度30分2.250メートルの点
 - イ 基点第63号から真方位168度30分5.500メートルの点
 - ウ イとオ（西区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位154度30分2.800メートルの点）とを結び直線上イから4.450メートルの点
 - エ ウから真方位348度30分2.250メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
 - 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
 - 5 地元地区 むつ市脇野沢
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
 イの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
 ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第142号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢辰内地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ及び基点西区第142号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第63号 むつ市川内町蠣崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

ア 基点第63号から真方位168度30分250メートルの点

イ 基点西区第142号から真方位168度30分250メートルの点

基点西区第142号 むつ市脇野沢辰内、サカシ石崎突端に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

1 公示番号 西区第143号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢新井田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲

まれた区域

ア 基点西区第143号（むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設

置した標柱）から真方位168度30分2100メートルの点

イ アから真方位56度30分650メートルの点

ウ エから真方位56度30分650メートルの点

エ 基点西区第143号から真方位168度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第144号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢瀬野川目地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西区第143号（むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設置した標柱）から真方位168度30分600メートルの点
 - イ アから真方位56度30分100メートルの点
 - ウ エから真方位56度30分100メートルの点
 - エ 基点西区第143号から真方位168度30分400メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第145号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢新井田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位170度725メートルの点
 - イ 基点西区第145号から真方位178度780メートルの点
 - ウ イから真方位321度30分100メートルの点
 - エ アから真方位321度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第146号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢寄浪及び蛸田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位200度1,400メートルの点

イ キ（むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱）から真方位228度1,350メートルの点

ウ キから真方位275度650メートルの点

エ キから真方位172度30分350メートルの点

オ 基点西区第145号から真方位277度30分1,750メートルの点

カ 基点西区第145号から真方位227度500メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

ア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第147号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢寄浪地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第147号（むつ市脇野沢寄浪、寄浪崎に設置した標柱）から真方位172度30分150メートルの点

イ 基点西区第147号から真方位172度30分250メートルの点

ウ イから真方位270度30分100メートルの点

エ アから真方位270度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第148号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位228度30分1,700メートルの点
 - イ オ（むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱）から真方位203度30分1,200メートルの点
 - ウ イから真方位196度550メートルの点
 - エ アから真方位196度550メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 そ の 他
 - (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。
ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しななければならない。

- 1 公示番号 西区第149号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西区第149号（むつ市脇野沢蛸田、蛸田川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分300メートルの点
 - イ 基点西区第149号から真方位172度30分400メートルの点
 - ウ イから真方位267度30分100メートルの点
 - エ アから真方位267度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 そ の 他
 - (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第150号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢九艘泊地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西区第150号（むつ市脇野沢九艘泊、芋田川左岸に設置した標柱）から真方位232度30分150メートルの点
 - イ 基点西区第150号から真方位232度30分350メートルの点
 - ウ イから真方位322度30分100メートルの点
 - エ アから真方位322度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第151号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢貝崎地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西区第151号（むつ市脇野沢貝崎、貝崎川左岸に設置した標柱）から真方位207度30分150メートルの点
 - イ 基点西区第151号から真方位207度30分250メートルの点
 - ウ イから真方位117度30分100メートルの点
 - エ アから真方位117度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成25年12月2日から平成26年1月31日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭